

別記様式第11の2（第43条の9関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

（提出先）
足立区長

届出者 住所 _____

氏名 _____

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 足立区
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建築）（新築・改築・増築・移転）				
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
	設計の概要	(i) 敷地面積			m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
		(iv) 高さ 地盤面から m	(vi) 用途		
	(v) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m ²

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

〈連絡先〉	住所		
	氏名		電話

※添付図書一覧表

	行為の種別	図面	縮尺	備考
①	②～⑥に共通	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示
②	土地の区画 形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域内及びその周辺の公共施設の状況を表示
		設計図	1/100 以上	切土、盛土の範囲等を表示
③	建築物の建築 工作物の建設 用途の変更	配置図	1/100 以上	敷地面積が判断できるもの、敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置を表示
		平面図	1/50 以上	各階のもの(建築物である場合に限る)
		立面図	1/50 以上	二面以上 屋根及び外壁の色彩等を表示
		緑化図	1/100 以上	緑化率が算定できるもの(緑化率の最低限度が定められている場合に限る)
④	建築物等の 形態又は意匠の変更	配置図	1/100 以上	③に同じ
		立面図	1/50 以上	③に同じ
⑤	木竹の伐採	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域を表示
		施行図	1/100 以上	当該行為の施行方法を表示
⑥	その他必要と認める書類：土地区画整理事業地区内においては、仮換地指定通知(写)または仮換地証明(写)等、その他、必要に応じて公図、土地や建物の登記簿謄本、測量図など			

【注意事項】

- 1 壁面後退距離(有効幅員)、屋根・外壁の色、垣又はさくの構造等、必要事項は適宜図面に記入すること。
- 2 この届出書には、上記の図書及びその他参考となる事項を記載した図書を添付すること。
- 3 行為に着手する日の30日前までに正・副各一部ずつ提出すること。
- 4 建築確認申請等の他の手続きを要する行為についてはそれらの手続に先立って届出を行うこと。

別記様式第11の2（第43条の9関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 2年 4月 1日

（提出先）
足立区長

届出者 住所 足立区中央本町一丁目17-1

氏名 〇〇 〇〇

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 足立区 **中央本町一丁目〇〇-〇**
- 2 行為の着手予定日 令和 **2年 5月 1日**
- 3 行為の完了予定日 令和 **2年 8月 1日**
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(i) 敷地面積			124.46 m ²	
	(ii) 建築又は建設面積	56.05 m ²	m ²	56.05 m ²	
	(iii) 延べ面積	132.30 m ² (m ²)	m ² (m ²)	132.30 m ² (m ²)	
	(iv) 高さ 地盤面から 9.80m	(vi) 用途 一戸建ての住宅			
(v) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造 生垣 (花壇ブロック H=400)				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m ²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m ²

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

〈連絡先〉

住所	足立区中央本町一丁目〇〇-〇		
氏名	株式会社〇〇〇〇 〇〇 〇〇 担当 〇〇	電話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※添付図書一覧表

	行為の種類別	図面	縮尺	備考
①	②～⑥に共通	案内図	適宜	方位、道路及び目標となる地物等を表示
②	土地の区画 形質の変更	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域内及びその周辺の公共施設の状況を表示
		設計図	1/100 以上	切土、盛土の範囲等を表示
③	建築物の建築 工作物の建設 用途の変更	配置図	1/100 以上	敷地面積が判断できるもの、敷地内における建築物等の位置及び門、かき等の位置を表示
		平面図	1/50 以上	各階のもの(建築物である場合に限る)
		立面図	1/50 以上	二面以上 屋根及び外壁の色彩等を表示
		緑化図	1/100 以上	緑化率が算定できるもの(緑化率の最低限度が定められている場合に限る)
④	建築物等の 形態又は意匠の変更	配置図	1/100 以上	③に同じ
		立面図	1/50 以上	③に同じ
⑤	木竹の伐採	区域図	1/1000 以上	当該行為を行う土地の区域を表示
		施行図	1/100 以上	当該行為の施行方法を表示
⑥	その他必要と認める書類：土地区画整理事業地区内においては、仮換地指定通知(写)または仮換地証明(写)等、その他、必要に応じて公図、土地や建物の登記簿謄本、測量図など			

【注意事項】

- 1 壁面後退距離(有効幅員)、屋根・外壁の色、垣又はさくの構造等、必要事項は適宜図面に記入すること。
- 2 この届出書には、上記の図書及びその他参考となる事項を記載した図書を添付すること。
- 3 行為に着手する日の30日前までに正・副各一部ずつ提出すること。
- 4 建築確認申請等の他の手続きを要する行為についてはそれらの手続に先立って届出を行うこと。